

地域間幹線系統確保維持事業の概要

- ・補助対象期間の見込み欠損額を事前に算定し、その1/2を国が補助
- ・京都府と沿線自治体は、独自に必要なと認める幹線路線に対し協調支援

1. 路線要件

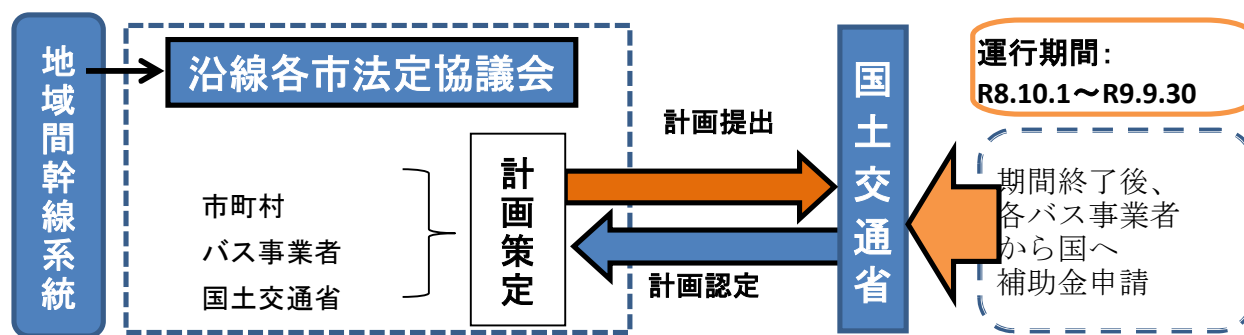
(1) 以下の要件を備えていること

- ①複数市町村にまたがるもの（13年3月末日時点の状態）
- ②広域行政圏の中心市町村等への需要
- ③運行回数3回/日以上
- ④輸送量15人～150人/日 等

(2) 沿線各市の法定協議会が策定する「地域公共交通計画」に記載されていること

2. 計画対象期間

補助金を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間



※国の要綱に基づき、沿線各市の法定協議会において計画を策定し、国へ提出する必要があります。

3. 補助金算定の内容

■路線維持費

- 見込み欠損額は、前々年度までの3年間(R5-R7)の経常費用平均及び
前々年度までの3年間(R5-R7)の経常収益平均を勘案して算出
(経費は、当該事業者キロ当たり単価と地域標準単価のいずれか少ない額を採用)
- 補助対象経費限度額は、経常費用の9/20
- 平均乗車密度が5人未満の場合、減額

■車両減価償却費（リース車両も同様）

(1) 補助対象経費：

$$\text{車両費の額} \times \frac{\text{減価償却率} \times \text{使用月数}}{12 \text{ (月)}} + \text{購入に係る金融費用 (年2.5\%を上限)}$$

(2) 補助対象車両費の限度額：次の①又は②のいずれか少ない方の額

①	種別	補助対象車両費の額
ワンステップ型車両	スロープ又はリフト付き	1,300万円（消費税を除く）
ノンステップ型車両		1,500万円（消費税を除く）
小型車両	長さ7m以下かつ定員29人以下	1,200万円（消費税を除く）

② 実購入費から備忘価額として1円を控除した額（消費税を除く）

<留意点>・償却期間5年、償却率は定率法40%、定額法20%

- ・特別償却を行う場合にあっては当該償却率を乗じた額を上乗せ可能
- ・リース車両の減価償却費及び金融費用の算出方法についても同様の取扱い

4－1．計画路線（令和9年度：3系統）

事業者名	R9年度 系統数	R9年度計画 申請額(ア)※1	増減 (ア－イ)	R8年度 系統数	R8年度計画 申請額(イ)※1
京阪京都交通㈱ 八田線 神吉線 原・神吉線	3 系統	6,037.5 千円	▲ 502.5 千円	3 系統	6,540.0 千円

※1 亀岡市分のみ

4－2．車両購入に係る減価償却費（令和9年度：7両）

事業者名	R9年度補助対象 車両台数※2	R9年度計画 申請額（ア）	増減 (ア－イ)	R8年度補助対象 車両台数 ※2	R8年度計画 申請額(イ)
京阪京都交通㈱	7 (1)	6,750 千円	▲ 2,250 千円	6 (0)	9,000 千円

※2 () は、補助対象車両のうち新規購入車両数。(リース含む)